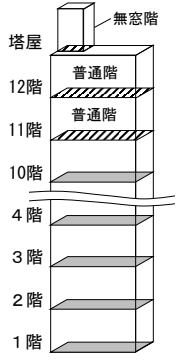
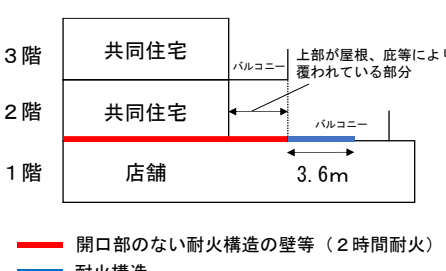
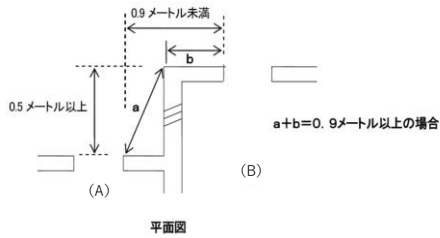
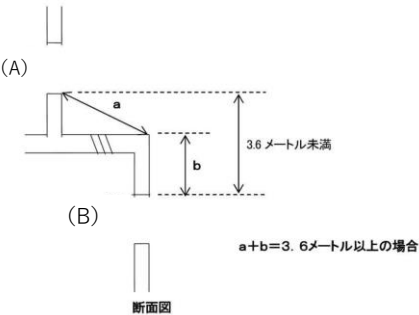
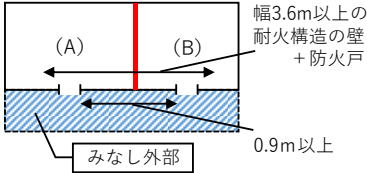
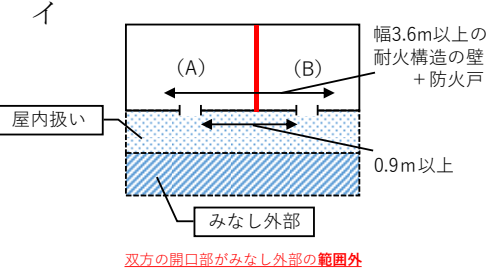


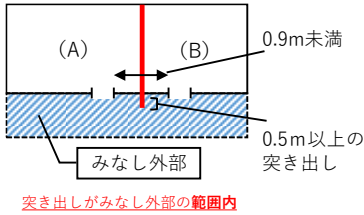
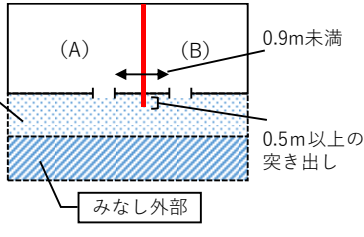
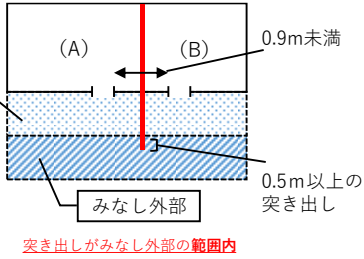
別記

1 建築関係

No.	質疑	回答
1	<p>令和5年2月22日4予第2094号予防部長通知により、消防法令上の「階」に係る規定は、塔屋等の「階数に算入されない階」にも適用され、塔屋の有窓・無窓階の判断が必要とされたが、塔屋階は建物構造や周囲の状況的に、普通階と扱うことが困難な場合が多くある。</p> <p>例えば下図のように11、12階及び「階数に算入しない階」である塔屋にスプリンクラー設備が設置義務となる建物において、無窓階扱いされる塔屋部分は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条第2項の区画等を形成しても、スプリンクラー設備の免除が出来ないこととなる。</p> <p>本件についても、他の消防用設備等と同様な、塔屋等に対する特例措置がないか。</p> 	<p>当該通知で新たに示された取扱いは、本件のような部分に対する規制の強化を意図したものではない。</p> <p>質疑の場合は、規則第13条第2項の区画等が形成されていれば、塔屋階をスプリンクラー設備の設置を要しない場所として扱って支障ない。</p>
2	<p>消防法施行令（以下「政令」という。）第8条には「・・・それぞれ別の防火対象物とみなす」とあるが、同条第2号に該当する渡り廊下等を設ける場合は、消防用設備等の設置単位を必ず別としなければならないのか。</p>	<p>渡り廊下等による接続は、令和6年4月1日に政令第8条第2号に新たに規定される以前は、予防事務審査・検査基準（以下「審検」という。）にその技術基準が示され、消防用設備等の設置単位を別として「取り扱うことができるもの」として、長年運用されてきた。</p>

		<p>政令第8条第2号に規定後は、渡り廊下等による接続が消防庁告示第7号の基準を満たせば、法令上は消防用設備等の設置単位を別とみなさなければならぬこととなったが、防火上支障が無い場合は、関係者からの要望等により、従前の運用のとおり、1棟として取り扱って差し支えない。扱いは政令第32条の適用となるが、特例申請は要せず、消防同意調査書等にその旨を記載すること。</p>
3	<p>下図のような防火対象物で、2階のバルコニーの床を、上部が3階のバルコニーの床で覆われている部分までを開口部のない耐火構造の壁等（2時間耐火）とし、その先端から幅3.6m以上の範囲を耐火構造とする場合、政令第8条第1項を適用し、1階部分と2階以上の部分を消防用設備等の設置単位上別の防火対象物として扱ってよいか。</p>  <p>3階 共同住宅 2階 共同住宅 1階 店舗</p> <p>3.6m</p> <p>開口部のない耐火構造の壁等（2時間耐火） 耐火構造</p>	<p>政令第8条第1号は、防火対象物が、開口部の無い耐火構造の床・壁で区画されている時は別の対象物とみなすものだが、この際の防火対象物の範囲は、上部が屋根等で覆われる部分までとし、開口部の無い2時間耐火壁とする範囲は左図の通りで支障ない。</p> <p>またこの際の、規則第5条の2第3号の3.6m以上の耐火構造とする部分については、既出の資料で取扱いを示したものはないが、2時間耐火床からつながる3.6m以上の部分を耐火構造としていけば、法文上も、性能上（3.6mが耐火構造で離れば外部を介して一方の防火対象物の部分に延焼しない）も政令第8条の考えを満足すると考え、左図のとおりであれば、政令第8条第1項を適用して支障ない。</p>
4	<p>政令第8条第1号の適用の際の、規則第5条の2第3号の開口部相互間の距離の算定について、予防事務質疑応答集（以下「質疑応答集」という。）第2編、第23章、4、問3（平成17年総務省令第40号に関する国の質疑回答、下図(1)、(2)参照）と同様の考え方で算定して良いか。</p>	<p>同様の考え方で算定して支障ない。</p>

	<p>(1) 隣接する場合</p>  <p>(2) 上下に位置する場合</p> 	
<p>5</p>	<p>質疑応答集第2編、第4章、問14で「みなし外部」の取扱いが示されているが、「みなし外部」に対する規則第5条の2第3号の適用はいかにするべきか。</p> <p>例えば、下図の(1)、(2)の場合、政令第8条第1項を適用し、(A)と(B)を消防用設備等の設置単位上別の防火対象物として扱ってよいか。</p> <p>(1) 0.5m以上の突き出しを設けない場合</p> <p>ア</p>  <p>イ</p> 	<p>(1)ア 扱ってよい。○ イ 扱えない。×</p> <p>(2)ア 扱ってよい。○ イ 扱えない。× ウ 扱ってよい。○</p>

	<p>(2) 0.5m以上の突き出しを設ける場合</p> <p>ア</p>  <p>イ</p>  <p>ウ</p> 	
6	<p>政令第10条第1項第5号の「避難上又は消火活動上有効な開口部」について、厚さ5mm以下強化ガラスは消防令第5条の5第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として扱っているが、FIXであっても「避難上有効な開口部」として扱うことができるか。</p>	<p>審検I、第2章、第1節、第6、第1表において、「○」としているガラスの種類にあつては、FIXであっても建物内部からも特殊な工具等を使用することなく破壊可能であることから「避難上有効な開口部」として扱うものとする。</p>
7	<p>新々特例基準以前の特例基準を適用した防火対象物に対して、省令40号の基準による区画配管貫通を行ってよいか。</p>	<p>位置・構造告示第3、3、(4)の基準を満たした工法であればよい。</p>

凡例

消防庁告示第7号：防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号）

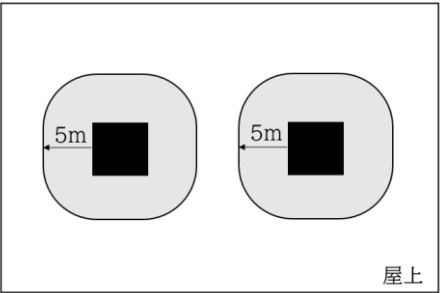
新々特例：共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成8年4月1日予予第253号予防部長依命通達）

省令40号：特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）

位置・構造告示：特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号）

2 消防用設備等関係

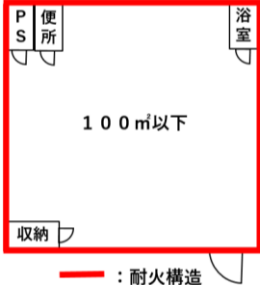
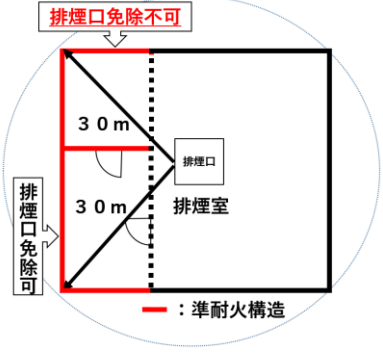
(1) 消火設備関係

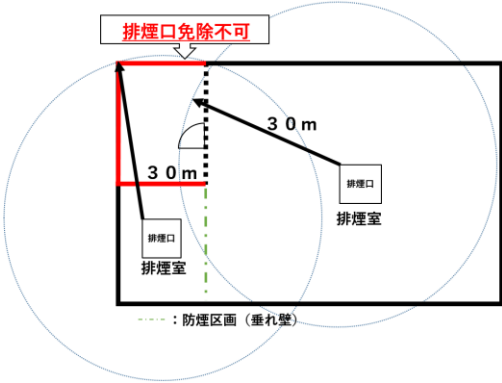
No.	質疑	回答
1	<p>可動式ブースの扉にすりガラス等が使用されている場合は、令和6年10月28日6予第1354号予防部長通知、別記、2、(3)、ウについて、「可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること」の要件に適合するのか。</p>	<p>扉又は壁の上部に概ね30cm程度の間隙や透明なガラス部分があり、火災で発生する煙がブース上部に滞留する状況を確認することができる場合には、要件に適合しているものと取り扱って支障ない。</p>
2	<p>防火対象物の屋上等に電気設備が設置される場合、消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定については、審検I、第2章、第1節、第5、2、(2)、ウ、(イ)によることとあるが、屋上等に2以上の電気設備が設置される場合、電気設備が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分の床面積が重複しない場合は、当該床面積を合算する必要はないか。</p>	<p>お見込みのとおり。 図のような場合は、合算する必要はない。</p>  <p>■：電気設備等の据え付け部分</p>
3	<p>規則第13条の2の規定により、政令別表第一(1)項に掲げる防火対象物の舞台部に設けられる開放型スプリンクラーヘッドについて、放水型ヘッド等を設置することで代替することは可能か。</p>	<p>消火性能が異なるため、原則、放水型ヘッド等で代替することはできない。 ただし、当該舞台部で発生する火災について、舞台部の形態や行われる演目等により、政令第12条第2項第2号ロで規定する高天井の部分で求められる消火性能で足りると判断できる場合はこの限りでない。 本内容の適用については、基準が制定されるまでの間、主管課へ個別に相談されたい。</p>

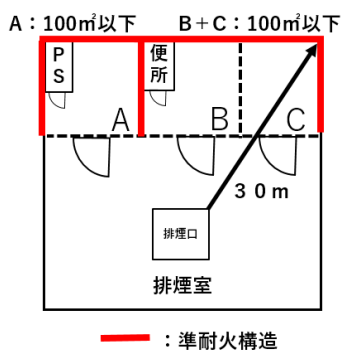
(2) 警報設備関係

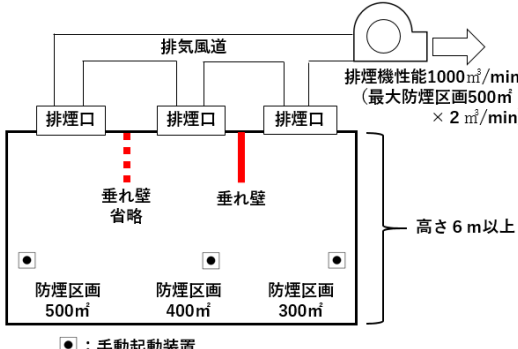
No.	質疑	回答
1	<p>審検Ⅱ、第4章、第2節、第15、I、2、(5)、ア、(オ)の取扱いについて、共同住宅の住戸部分に政令別表第一(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム等）に掲げる防火対象物の用途が入居した場合も同様に、政令第32条の規定を適用し、当該住戸部分を一の放送区域として取り扱ってよいか。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅は、用途判定に関わらず各住戸を一の放送区域として取り扱ってよいか。</p>	<p>前段、後段ともに政令第32条の規定を適用し、一の放送区域として取り扱ってよい。</p>
2	<p>政令第21条第1項各号のいずれにも該当しない防火対象物で、延べ面積300㎡未満のものにおいて、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）が、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（第2条第1号を除く。）に定める技術上の基準の例により設置されているときは、政令第32条を適用し、その有効範囲内の部分については、政令第24条第1項又は第2項に基づく非常警報器具又は非常警報設備を設置しないこととしてよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>連動型警報機能付感知器を用いた特小自火報を設置する場合、全ての感知器を連動させることとし、また、特例申請を必要とするものとして処理すること。</p>
3	<p>連動型警報機能付感知器を用いた特小自火報において、火災発生区域特定機能付感知器に係るワイヤレス中継器の工事は、第4類の甲種消防設備士が行い、消防法第17条の14に基づき着工届を届け出る必要があるか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、パナソニック株式会社が火災発生区域特定機能付感知器に係るワイヤレス中継器（消防法第21条の2の検定合格品）の販売を令和7年9月に開始しており、これにより連動できる感知器の個数の上限が最大54個までとされている。</p>

(3) 排煙設備に係る技術上の基準の特例の策定及び一部変更について（令和7年3月26日6予予第2256号予防部長通知）内の審検Ⅱ、第4章、第2節、第19 排煙設備、I、8 特例基準に関する質疑回答

No.	質疑	回答
1	<p>(1)、ア、ウの「区画された部分の床面積が100㎡以下」について、区画内に間仕切り壁による防煙区画が複数存在しても良いか。</p>	<p>当該特例基準の「区画された部分」は、原則として室単位であること。ただし、浴室、便所、収納、PS・EPS等、室に付随し一体的に利用される部分は同一室として取り扱って支障ない。</p> <p>なお、一体的に利用されるとは、下図のようなものをいう。</p>  <p style="text-align: center;">— : 耐火構造</p>
2	<p>① (1)、カの考え方を示して欲しい。</p> <p>② 基準中の「隣接する一の室(排煙室)」は出入口の無い隣接する室でも良いのか。</p> <p>③ また、水平距離30m以下とする「隣接する一の室(排煙室)」に設置された一の排煙口は、隣接する室にあれば、どの防煙区画の排煙口でも良いのか。</p>	<p>① 当該特例は隣接する防煙区画と一体的に煙制御ができる小規模な室への、排煙口の設置を免除するものである。消防隊は排煙口が設置された隣接する室から、排煙口を免除した室の消火活動を実施することを想定している。</p> <p>② そのため、隣接する室とは、単に壁で仕切られた隣室ではなく、出入口で繋がっている隣室を想定している。よって下図1のような場合は適用できない。</p> <p>図1</p>  <p style="text-align: center;">— : 準耐火構造</p>

		<p>③ 特例を適用する室から繋がる隣接の防煙区画に設置された排煙口までの水平距離を30m以下とされたい。よって下図2のような場合は適用できない。</p> <p>図2</p>  <p>特例基準の記載内容は上記内容が明確になるよう、今後追記及び修正し改訂する。改訂までの間は上記条件での特例適用に留意されたい。</p>
3	<p>(1)、カについて、「排煙室」に廊下を含めてよいか。</p>	<p>含めて考えて支障ない。</p> <p>特例基準の記載内容は上記内容が明確になるよう、今後追記及び修正し改訂する。改訂までの間は上記条件での特例適用に留意されたい。</p>
4	<p>(1)、カ、(イ)の「排煙室に面する開口部」について、開口部の種別等の条件はあるか。</p>	<p>基準等で明確に示すものはないが、消防隊が出入りし、活動することが可能な開口部とする必要がある。</p>
5	<p>(1)、カ、(イ)中、「排煙室に面する開口部以外の開口部は、防火設備である防火戸～」とあるが、戸の形状でなければならないか。</p> <p>また、開口部の開閉機構の記載について、どのような防火設備が認められるか、一般的な表現で示して欲しい。</p>	<p>前段、当該記載は戸の形状に限定することを意味したものではなく、防火設備であれば良い。</p> <p>後段、いわゆる、常時閉鎖式防火設備、固定窓(FIX窓)又は随時閉鎖式防火設備であれば良い。</p> <p>特例基準の記載内容は上記内容が明確になるよう、今後追記及び修正し改訂する。改訂までの間は上記条件での特例適用に留意されたい。</p>

6	<p>(1)、カ、(イ)中、屋外に面する開口部も防火設備とする必要があるか。</p>	<p>防火設備とする必要はない。</p> <p>特例基準の記載内容は上記内容が明確になるよう、今後追記及び修正し改訂する。改訂までの間は上記条件での特例適用に留意されたい。</p>
7	<p>(1)、カにおいて、1つの排煙口から水平距離30m以下の範囲に「床面積が、100㎡以下」の室が複数ある場合、それぞれに特例を適用して良いか。</p> <p>また、壁及び床を準耐火構造とする範囲は、合計が100㎡以下であれば、複数室をまとめても良いか。</p>	<p>前段「床面積が、100㎡以下」の室は排煙口の設置された防煙区画に面し、各室の各部分が排煙口から30m以下であれば複数あっても良い。</p> <p>後段、各室が排煙口の設置された防煙区画に面しているのであれば、複数室をまとめて支障ない。</p> <p>なお、本質疑No. 1に示す(1)、ア、(ウ)の取り扱いと同様に、室に付随し一体的に利用される部分は同一室として取扱って支障ない。</p>  <p style="text-align: center;">A : 100㎡以下 B + C : 100㎡以下</p> <p style="text-align: center;">— : 準耐火構造</p>
8	<p>(2)、イ、(オ)の「100Nを超えないための措置」を例示してほしい。</p>	<p>以下の例が考えられる。</p> <p>【例①】排煙口面積及び給気口の通過風量のバランスをとることで消火活動拠点内外の差圧を一定以下とする。</p> <p>【例②】開放時に必要な力の上限を軽減する機構を有する扉、差圧ダンパー等を設置する。</p>
9	<p>(2)、イ、(オ)の戸を開放するための力が100Nを超えないための措置は、検査時にどのような方法で確認するのか。</p>	<p>検査時に、関係者によるフォースゲージ等の測定器を用いた扉開放力測定を、消防側で確認すること等が考えられる。</p> <p>事前に関係者と試験方法について協議すること。</p>

1 0	<p>(3)の高天井室における排煙設備の特例について、床面積が1000㎡以下で一防煙区画とした場合の排煙設備の技術基準の適用方法について教授されたい。</p>	<p>当該特例の「一の防煙区画とすることができる」という記載は、高天井空間における防煙垂れ壁の設置の省略を意図しており、規則第30条の技術基準適用上の防煙区画としては法令通り床面積500㎡以下の防煙区画があるものと取り扱うこと。</p> <p>特例基準の記載内容は上記内容が明確になるよう、今後修正をする予定だが、改訂するまでの間は「一の防煙区画とすることができる」という記載は「防煙垂れ壁の設置を省略することができる」と読み替えて運用されたい。</p> 
1 1	<p>(4)、アの「消火活動上有効に常時開放されている」に該当しない場合の具体例を示されたい。</p>	<p>「消火活動上有効に常時開放されている」に該当しない場合の例を以下に示す。</p> <p>【例1】常時開放部にシャッター、フェンス等が設置されている。</p> <p>【例2】腰壁、高低差などがあり、外部から常時開放部に容易にアクセスできない。</p>
1 2	<p>(4)、アの常時開放部は、どの程度の開放であれば有効と認められるか、示されたい。</p>	<p>常時開放部からの排煙のため、天井の高さと同様に常時開放部も高さ4m以上あることが必要である。</p>
1 3	<p>(4)、イに関して、段違い天井や傾斜天井など天井高さが異なる場合、床面から天井までの高さは平均で4m以上であればよいか。</p>	<p>平均高さではなく、全ての部分で床面から天井まで4m以上あることが必要となる。</p>
1 4	<p>(4)、ウにおいて、「常時開放部は、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路に面していること。」とあるが、「道</p>	<p>前段、「道に通ずる幅員4m以上の通路」は防火対象物の外部で車両の通行が可能な通路を想定している。そのため、一般的</p>

	<p>に通ずる幅員4 m以上の通路」は車両の通行を想定した通路となるか。例えば、地階のドライエリアに面している場合なども認められるか。</p> <p>また、「面する」とされているが、高い開放性を有する部分と道路・通路に高低差があっても、面していれば認められるか。</p>	<p>な地階のドライエリアは該当しない。</p> <p>後段、道又は道に通ずる幅員4 m以上の通路に面する常時開放部は、原則として屋外からの消防隊の進入が容易な場合に限られる。そのため、高低差がある場合（高い開放部が3階、道路・通路は1階レベル等）等は認められない。</p> <p>特例基準の記載内容は上記内容が明確になるよう、今後追記及び修正し改訂する。改訂までの間は上記条件での特例適用に留意されたい。</p>
15	<p>(4)、エの消防水利の消防活動上有効な位置について具体例を示されたい。</p>	<p>消防水利の位置が消防活動上有効であるかは、敷地や防火対象物の状況により異なることから、具体的要件を設けていない。各署において署警防課の意見を踏まえた判断をされたい。</p>
16	<p>(4)、オについて、「常時開放部から概ね50 mの範囲内」とは、常時開放部いずれかの部分から概ね50 mの範囲にあればよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
17	<p>(4)、カについて、ある常時開放部からは障害物等により部分的に容易に見通せない部分があるが、移動することで他の常時開放部から容易に見通せる場合も、「常時開放部から大部分が容易に見通せる」ものと扱って良いか。</p>	<p>常時開放部から大部分が容易に見通せるものとして扱って良い。</p>

3 火気設備等関係

No.	質疑	回答
1	<p>建築工事の期間中など期間を限定して、屋外に新設される変電設備等について、検査を省略することは可能か。</p>	<p>建築工事の期間中などで期間を限定した場合であっても変電設備等を新設する場合には使用検査を省略することはできない。</p>
2	<p>(1)計画敷地内の屋外に新設されるキュービクル式変電設備で電気事業者のもの、(2)建築物の屋内の借室に新設されるキュービクル式変電設備で電気事業者のものに関し、検査を省略することは可能か。</p> <p>また、検査を要する場合で電気事業者の立会いは必要となるか。</p>	<p>前段、(1)及び(2)ともに省略することはできない。</p> <p>後段、電気事業者が設置する電気設備の審査及び検査については、質疑応答集Ⅰ、第1編、第3章、6、問13を参照し電気事業者以外の工事等関係者の立合いでも支障ない。</p>
3	<p>過去の「防火対象物に係る基準の見直し等の推進に関する執務資料の送付について（令和4年9月30日4予予第1134号予防課長通知）」のNo.11の質疑・回答に関連し、当該「非居室」には、廊下、通路等は含まないという解釈で支障ないか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
4	<p>火災予防条例（以下「条例」という。）第3条第1項12号ロについて、「多量の燃料」の基準（入力など）はあるか。</p>	<p>飲食店等の業務として固体燃料を使用する等の場合は、その保管量の多寡にかかわらず「多量の燃料」と扱われたい。</p> <p>なお、条例第3条第1項第12号ロに規定する「燃料置場」に、業務時間中に使用される必要最低限の量の固体燃料を一時的に置き、業務時間中に使い切る場合においては、「燃料置場」として規制しなくてもよいことを念のため申し添える。ただし、炉との適切な離隔距離を確保する等、出火防止に十分配慮すること。</p>
5	<p>条例第3条第1項第17号ニの「煙突等の先端は、（中略）、煙突にあつては、建築物の開口部から3m以上離す</p>	<p>本基準は、煙突の先端から出る火の粉等の排出物による出火防止を目的としたものであることから、条例第3条第1</p>

	<p>こと」について、煙突や排気ダクトが建物内部の火気設備等から建築物の外壁を貫通し、屋上まで延長されている場合、「建築物の開口部」とは煙突や排気ダクトの排出口を指すのか、外壁貫通箇所を指すのか。</p>	<p>項第17号ニに規定する「開口部」とは、建築物の外壁等に設置される窓等の開口部を対象とし、煙突、排気ダクト等の開口部は含まない。</p>
6	<p>条例第3条第1項第17号ニの「煙突の先端は、建築物の開口部から3m以上離すこと」の距離について、煙突の先端から建築物の開口部まで耐火構造の床や壁がある場合についても直線（最短）の距離になるのか。</p>	<p>煙突の先端と建築物の開口部とは、直線距離により3m以上を確保すること。ただし、煙突の先端と開口部との位置、建物形状、開口部の向き等を鑑みて、当該煙突の先端から出る火の粉等の排出物による出火危険を防止できると判断できる場合は、条例第22条の2の規定を適用して差し支えない。</p>